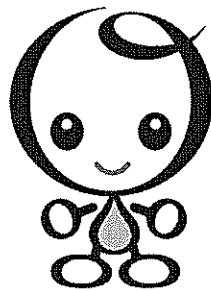


令和6年度 第5回 おいらせ町自治推進委員会

と き 令和7年3月18日（火）
午後1時30分～午後3時
ところ 本庁舎3階 第2委員会室

．．．．． 次 第 ．．．．．

- 1 開 会
- 2 案 件
 - (1) 運用状況検証結果報告書について
 - (2) 今後の活動予定・意見交換
- 3 その他
- 4 閉 会



おいらせ町自治推進委員会

おいらせ町自治推進委員会 委員名簿

選出区分・所属	氏 名
(自治に識見を有する者) 元おいらせ町自治基本条例策定委員会 会長 前おいらせ町自治推進委員会 委員長	福 原 仁 一
(町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者) おいらせ町民生委員・児童委員協議会選出	竹 内 か つ 子
(町内全域を活動範囲としている団体の推薦する者) おいらせ町連合婦人会選出	吉 田 絹 恵
(公募者)	道 川 正
(公募者)	花 岸 隆
(公募者)	高 橋 恵 里

任期 ： 令和6年5月1日 から 2 年間

事務局 (まちづくり防災課)	職 名	氏 名
	課 長	久保田 優治
	課長補佐	川 口 邦 彦
	主 幹	大 柳 僚

2. 案件

(1) 運用状況検証結果報告書について（資料1）

これまで検証を重ねてきた令和5年度の自治基本条例運用状況について、別紙のとおり検証結果報告書（案）をとりまとめましたので、確認願います。

(2) 今後の活動予定・意見交換

令和6年度開催スケジュール（開催前日時は予定）

回 次	年 月 日	時 間	済	内 容
1	令和 6年 5月21日（火）	13：30	○	振り返り
2	令和 6年 7月16日（火）	13：30	○	15周年記念事業
3	令和 6年10月15日（火）	13：30	○	検証①
	令和 6年11月 9日（土）	13：30	○	15周年記念フォーラム
4	令和 7年 1月21日（火）	13：30	○	検証②、まとめ
5	令和 7年 3月18日（火）	13：30		報告書完成

※検証結果は、令和6年広報5月号に掲載しました。

・来年度のスケジュール（案）

令和7年5月上旬 広報5月号にて検証結果について周知

令和7年5月20日（火） 第1回自治推進委員会

3. その他

自治基本条例運用状況検証計画(R6～R10)

対象	条文	検証年度	実績					実績					実績					実績／計画					検証内容及び方法	
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10			
		検証の対象年度	(21)	(22)	(23)	(24)見直し	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)見直し	(30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)見直し	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)見直し		
町民	第2章																							
	第4条	生活に関する権利					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第5条	子どもの権利					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第6条	個人情報					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第7条	参加に関する権利					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第3章																							
	第8条	自立と自律					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第9条	まちづくりへの参加					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第10条	町民、行政及び議会との協働					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第11条	互いの権利を守る責任					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第12条	ふるさとと地球を守る責任					◎		○				◎		○		○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	行政	第4章																						
第13条		役割と責任					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第14条		行政の執行					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第15条		町民との関係					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第16条		苦情・相談への対応					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第17条		情報公開と説明責任	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	行政における事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況により検証する。	
第18条		危機管理					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
議会	第5章																							
	第19条	議会の役割と責任					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第20条	議会の運営					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第21条	議員の責任					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
行政	第7章																							
	第28条	総合計画					◎	○					◎	○				◎	○			◎	総合計画策定の取組み状況により検証する。	
	第29条	財政運営					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第30条	行政評価			○	○	◎	○			○		◎				○		◎		○	◎	町の行政評価の実施状況(実施計画ローリング、予算編成、財政評価、第三者機関による評価)により検証する。	
	第31条	情報公開・情報共有	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況により検証する。	
	第32条	審議会等における委員の公募	○	○	○		◎	○			○		◎	○	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	現存する審議会・委員会等の委員構成と委嘱方法により検証する。	
	第33条	参加の保障	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	◎	町民の意見を反映させるための事務・事業とパブリックコメントの実施状況により検証する。	
	第34条	行政監視			○		◎						◎				◎					◎	行政経営本部会議での検討後に検証する。	
議会	第35条	開かれた議会					◎				○		◎				◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
行政	第36条	選挙における情報共有					◎				○		◎				○		◎			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第8章																							
	第37条	まちづくり組織			○		○	◎	○			○	◎			○	◎				○	◎	◎	地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の設立及び活動状況により検証する。
	第38条	まちづくり組織とおいらせ町					○	◎	◎			○	◎			○	◎				○	◎	◎	まちづくり組織の設立に向けた行政の取組み状況により検証する。
	第9章																							
	第39条	運用状況の検証					◎	○				◎	○				◎	○				◎	◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。
	第40条	条例の見直し					◎	○				◎	○				◎	○				◎	◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。

令和元年度 主に行政の取組を検証する
令和2年度 主に町民の取組を検証する
令和3年度 主に議会の取組を検証する
令和4年度 主に町民及び行政の取組を検証する
令和5年度 主に行政の取組を検証する。また、見直し作業を実施する。